

募集

市制 100 周年を迎える令和 5 年度のカレンダーに相応しい、次の 100 年に残したい大切な風景やモノ、感動したできごと等、皆さんの思い入れある沼津の魅力溢れる写真を募集します。



テーマ 未来に伝えたい沼津の魅力
応募規定 横位置のカラープリントで四つ切または A4 サイズ
応募方法 下記のいずれかの方法で
 ①市役所 2 階広報課または市ホームページにある応募用紙を、写真裏面に貼り付けて直接または郵送
 ②応募用紙と写真データ (JPEG 形式、10MB 以内) を添付してメールで (1 通につき 1 枚)
応募期限 令和 5 年 1 月 13 日 (金) (必着)

あなたのお店や会社をカレンダーで PR しませんか？

83,300 部発行する市民カレンダーに掲載する広告を募集します。
募集枠数 24 枠 (各月 2 枠)
掲載料金 1 枠 5 万円
掲載サイズ 縦 3cm × 横 13.4cm
申込方法 市役所 2 階広報課または市ホームページにある申込書に、広告の原案及び必要書類を添えて直接または郵送
募集期限 9 月 30 日 (金) (必着)



広告掲載のイメージ

広告スペース 広告スペース

※詳細は、お問い合わせ頂くか、市ホームページをご覧ください。

☎広報課 〒410-8601 沼津市役所 ✉kouhou-photo@city.numazu.lg.jp

☎広報課

☎055-934-4703



市民カレンダーの掲載 写真を募集します

お知らせ

令和 5 年の市制 100 周年に向けて「ぬまづの宝 100 選」の見直しを進めています。沼津の魅力発信に相応しい宝を選ぶために、一般投票を行いますので、ぜひご投票下さい。



お宝、無限大。

無限の宝庫・沼津には、自然、歴史や文化、山海の恵みが盛りだくさん。選りすぐりの自慢のお宝たちを、どうぞごゆっくりお楽しみください。



投票期間 7 月 1 日 (金)、9 時 ~ 31 日 (日)、17 時 15 分
投票資格 小学生以上の人
投票方法 ・専用ページからインターネット投票
 ・次の場所で直接投票
投票会場 市役所 2 階広報課、ららぽーと沼津 1 階無印良品、マックスバリュ 沼津南店 2 階、くらら戸田、原地区センター、金岡地区センター、三の浦総合案内所
 ※投票は、1 人につきインターネット投票、直接投票のどちらか 1 回です。

Q. 宝候補はどこで見られるの？
 A. 投票会場と市ホームページで見ることができます。
 Q. 投票結果はどうなるの？
 A. 各候補の得票数を集計し、「ぬまづの宝 100 選選定委員会」で参考とさせて頂きます。



インターネット投票はこちらから

☎広報課

☎055-934-4839

お知らせ

狩野川花火大会の 観覧席券を販売！



7月30日(土)・31日(日)開催！

☎沼津夏まつり実行委員会花火部 (産業戦略推進室内)

☎055-934-4744

①セブン-イレブン店頭で

全国のセブン-イレブン店頭にあるマルチコピー機で、いつでも手続きできます。セブンチケット画面から「イベント・アート」→「祭り・花火大会」→「沼津夏まつり・狩野川花火大会」を選択し、マルチコピー機から出力された払込票をレジカウンターに持参して代金を支払い、観覧席券を受け取って下さい。



②インターネットで

セブンチケットサイトから予約手続き後、引き換え期間内にセブン-イレブンのレジカウンターで支払いをして観覧席券を受け取って下さい。支払い期限を過ぎると予約は取り消されます。
※1マスにつき110円のシステム手数料がかかります。



セブンチケットホームページ

①②ともに

申込開始 7月9日(土)、9時から(先着順)

①②あわせて

受付数 各日約700マス

③窓口で

とき 7月9日(土)、9時~15時(先着順)
 ※8時30分から整理券を配付します。
 ところ プラスヴェルデ市民サロン (キラメッセぬまづ)
 受付数 各日約150マス

①②③いずれも

価格 場所により 6,000円、8,000円、9,000円の3種類
 ※1マス(3㎡)4人まで、各日ごとに1人3マスまで申込可能です。

※花火観覧席では、新型コロナウイルス感染症対策のため、水分補給以外の飲食やアルコール飲料等の持込はご遠慮下さい。
 ※その他注意事項等詳細については、沼津観光ポータルをご覧ください。
 ※荒天または河川の増水、新型コロナウイルス感染症の拡大などにより中止となった場合、観覧席券の払い戻しはありませんのでご了承下さい。



詳細はこちら

民法改正により、4月1日から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。若年者の消費者被害が拡大しないよう、次のような点に注意しましょう。



イメージキャラクター 賢いぬまづの「たからっこ」

18歳になるとこんな権利が失われる！
 成年になると、未成年者が保護者の同意を得ないで行った契約を取り消すことができる「未成年者取消権」が喪失され、自分がした契約は自分で責任を負うことになります。

心配されているトラブル例
 ◎社会的経験や契約に関する知識に乏しい若者が、内容を理解しないまま契約をしてしまう。
 ◎若者を狙った後出しマルチ商法など、悪質商法の被害が低年齢化する。
 ◎勧誘を受けた際、「お金がない」と断っても、クレジット契約や借金をさせられ、返済能力以上の債務を負ってしまう。

対処法について考えましょう。
 ◆契約する前によく考える
 「今すぐ契約を」と無理強いされてもすぐに契約をせず、信頼できる家族や友人に相談してから決めるようにしましょう。
 ◆儲け話を鵜呑みにしない
 簡単に大金を稼ぐ方法はありません。SNSやネット広告で簡単に稼げる等の言葉を見ても、鵜呑みにせず冷静になりましょう。儲かる方法を他人に教えるのは怪しいと考えて下さい。
 ◆契約を急かされたら、きっぱり断る
 相手に言われるままにその場で契約書に署名をしてしまうと、後でトラブルに巻き込まれることがあります。今すぐ必要でない契約であれば、勇気を出してきっぱり断りましょう。

金融機関を装ったメールにご注意下さい！
 金融機関では、マネー・ローンダリングや金融商品・サービスの悪用防止対策として、郵送書類等で顧客情報を定期的に確認・更新する取組を行っています。この取組を悪用し、不正に個人情報等を詐取される被害がありますので、不審・不明な点がある場合は、各金融機関へ直接お問い合わせ下さい。
 ☎一般社団法人静岡県信用金庫協会 ☎054-255-5530

お知らせ

消費生活センター からのお知らせ

☎生活安心課 (消費生活センター)

☎055-934-4841